

葛飾区地盤調査助成要綱

平成26年11月 5日
26葛都建第1406号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、住宅における地盤調査に要する費用の一部を助成することにより、地盤の液状化の可能性及びその程度を把握することで、地震による建築物の液状化被害の予防を図るとともに、災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地盤調査 葛飾区長（以下「区長」という。）が別に定めるボーリング調査のうち、次に掲げる者のうちいずれかが行うものをいう。
 - ア 地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている業者
 - イ 一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
 - ウ 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は応用理学部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者に限る。）
- (2) 地盤調査報告書 地盤調査の結果を記載した書類のうち、区長が別に定めるものをいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号の敷地をいう。

(助成対象敷地)

第3条 助成の対象となる敷地（以下「助成対象敷地」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす建築物を新築又は建て替えにより建築するために地盤調査（この要綱による助成以外の助成を受けるものを除く。）を行った敷地とする。

- (1) 葛飾区内にあること。
- (2) 階数が3以下のもの。
- (3) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の3分の2未満のものに限る。）を含む。）であること。
- (4) 延べ床面積が500㎡以下のもの。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条第2項の規定による通知に係る建築物でないものであること。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 葛飾区（以下「区」という。）が地盤調査報告書の内容を公表することについて承諾をしていること。
- (2) 助成対象者以外に助成対象敷地の所有権を有する者（所有権を有する者が複数いる場合に

あつては当該所有権を有する者全員) から、区が助成金の交付の審査及び地盤調査報告書の内容を公表するために地盤調査報告書の写しを助成対象者から取得することについて、承諾を受けた者であること。

- (3) 助成対象者以外の者が建築確認申請を行う場合にあつては、区が助成金の交付の審査のため及び地盤調査報告書の内容を公表するために地盤調査報告書の写しを助成対象者から取得することについて、建築主(建築主が複数いる場合にあつては当該建築主全員) から承諾を受けた者であること。
- (4) 地盤調査報告書の著作権を有する者から、区が助成金の交付の審査及び地盤調査報告書の内容を公表するために地盤調査報告書の写しを助成対象者から取得することについて、承諾を受けた者であること。
- (5) 次条第1項に規定する助成対象経費の全額を支出した者であること。

(助成金額等)

第5条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象者が助成対象敷地に係る地盤調査に要した経費とする。

- 2 助成金の額は、35万円を限度とし、助成対象経費の10分の10に相当する額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 助成金の交付は、助成対象敷地(助成対象敷地がこの要綱の施行の日以後に分割された敷地である場合にあつては、分割される前の敷地)を単位とし、1つの助成対象敷地における地盤調査について1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、地盤調査を完了したときは、地盤調査助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 第3条に規定する建築物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請書及び法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し 1部
- (2) 申請者が地盤調査に要した経費を証する書類の写し 1部
- (3) 助成対象敷地の登記事項証明書 1部
- (4) 第4条第1号から第4号までの承諾を確認できる書類 1部
- (5) 地盤調査報告書 2部
- (6) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

- 2 区長は、前項の規定による助成金の交付を決定をしたときは、地盤調査助成金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは地盤調査助成金不交付通知書により、申請者に通知する。

(助成金の交付請求)

第8条 前条第2項の規定による助成金の交付決定を受けて助成金の請求をする者（以下「請求者」という。）は、地盤調査助成金請求書を区長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 区長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、請求者に助成金を交付する。

（交付決定の取り消し）

第10条 区長は、請求者が次の各号の一に該当するときは、第8条第1項の規定による助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）に基づく命令に違反したとき。
- (3) この要綱による助成金以外の助成を受けて地盤調査を行ったとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、地盤調査助成金交付決定取消通知書により申請者に通知する。

（助成金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、地盤調査助成金返還通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

（助言）

第12条 区長は、請求者に対して、建築物の安全性の向上が図られるよう助言を行うことができる。

（様式）

第13条 この要綱における書類の様式は、都市整備部長が別に定める。

（委任）

第14条 葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）及びこの要綱に定めのない事項については、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

付 則 （平成28年5月6日28葛都建第167号副区長決裁）

この要綱は、平成28年5月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則 （平成30年5月10日30葛都建第174号副区長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

葛飾区地盤調査助成金交付要領

平成 26 年 11 月 12 日

26 葛都建第 1472 号

部 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、葛飾区地盤調査助成要綱(平成 26 年 11 月 5 日付 26 葛都建第 1406 号 以下「要綱」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(ボーリング調査)

第 2 条 要綱第 2 条第 1 号の葛飾区長(以下「区長」という。)の定めるボーリング調査とは、次に掲げる全ての要件を満足するものとする。

(1) ボーリング調査とは、次に掲げる全ての試験を行う調査とする。イ、ウの試験に用いる試験料はアの試験で使用する SPT サンプラーにより採取したものとする。各試験結果には、地盤の液状化の可能性及びその程度の判定(以下「液状化判定」という。)に要する事項を記載するものとする。

ア JIS A 1219 に規定する標準貫入試験。ただし、試験深度は 20m 以上(深度 20m 付近の様な土質が変化するまでの深度まで)とする。

イ 埋立あるいは盛土地盤が地下水面下の場合、JIS A 1204 に規定する土の粒度試験、沈降分析及び JIS A 1205 に規定する土の液性限界・塑性限界試験。

ウ イの試験を行う必要がない場合、JIS A 1223 に規定する土の細粒分含有率試験。

(2) 液状化判定は、次に掲げる全ての方法にて確かめるものとする。

ア FL 法 液状化安全率 FI 値を求める方法

イ Dcy 法 予測地盤変位量の略算値 Dcy を評価する方法

ウ PL 法 液状化指数 PI 値により危険度を評価する方法

(3) 前号ア、イ、ウに定める評価方法は社団法人日本建築学会の建築基礎構造設計指針 2001 年発行、国土交通省住宅局建築指導課監修の 2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書に掲載されている計算方法により検討を行うものとする。

(4) 前号に定める検討において、各計算の条件は次に掲げる数値とする。

ア 地震マグニチュード $M=7.5$ とする。ただし、イの地表面加速度 $\alpha=350$ gal にて計算する場合は、 $M=8.0$ とする。

イ 地表面加速度 $\alpha=150、200、350$ (gal)

ウ 重力加速度 $g=980$ (cm/S²)

エ せん断ひずみ振幅 $\gamma=5$ (%)

オ 水の単位体積重量 $\gamma_w=9.8$ (kN/m³)

カ 土の単位体積重量 γ (kN/m³) は JIS A 1225 に規定する土の湿潤密度試験による。試験によらない場合、土質名ごとに次の表の数値とする。表土は調査結果により表の数値を代用し、粘土又はシルトの確認ができない場合、シルトの数値を使用する。

土質名	地下水面下の 単位体積重量 γ (kN/m ³)	地下水面上の 単位体積重量 γ (kN/m ³)	土質名	地下水面下の 単位体積重量 γ (kN/m ³)	地下水面上の 単位体積重量 γ (kN/m ³)
表土	—	—	シルト質砂	18.0	16.0
腐植土	12.9	10.9	微細砂	18.3	16.3
ローム	13.6	11.6	細砂	18.6	16.6
粘土	15.4	13.4	中砂	19.1	17.1
シルト	15.9	13.9	粗砂	19.5	17.5
砂質シルト	16.9	14.9	砂礫	20.1	18.1

(地盤調査報告書)

第3条 要綱第2条第2号の区長の定めるものとは、前項に掲げる全ての内容を確認できる書類とする。

(様式)

第4条 要綱第13条における様式は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 要綱第6条第1項の「地盤調査助成金交付申請書」は第1号様式とする。
- (2) 要綱第6条第4号の「地盤調査報告書の収集及び提供に係る承諾書」は第2号様式とする。
- (3) 要綱第7条第2項の「地盤調査助成金交付決定通知書」は第3号様式とする。
- (4) 要綱第7条第2項の「地盤調査助成金不交付通知書」は第4号様式とする。
- (5) 要綱第8条第1項の「地盤調査助成金請求書」は第5号様式とする。
- (6) 要綱第10条第2項の「地盤調査助成金交付決定取消通知書」は第6号様式とする。
- (7) 要綱第11条第1項の「地盤調査助成金返還通知書」は第7号様式とする。

(委任)

第5条 この要領の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

付 則 (平成28年3月30日27葛都建第2377号課長決裁)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年1月19日28葛都建第2068号部長決裁)

この要領は、平成29年1月19日から施行する。

付 則 (平成30年5月15日30葛都建第262号部長決裁)

この要領は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則 (令和元年 月 日31葛都建第 号部長決裁)

この要領は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。



地盤調査助成金交付申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所 _____

(フリガナ)
氏 名 _____ (印)

電 話 _____

葛飾区地盤調査助成要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

所有者氏名	
申請敷地所在地 (住居表示)	葛飾区 (丁目 丁目 番街区)
建築確認 済証番号	年 月 日 第 号
承諾事項	私は、提出した地盤調査報告書について、葛飾区が地盤調査報告書の内容の公表を行うことを目的として使用することを承諾いたします。

添付書類

- (1) 第3条に規定する建築物に係る建築基準法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請書及び、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し 1部
- (2) 地盤調査に要した経費を証する書類の写し 1部
- (3) 助成対象敷地の登記事項証明書 1部
- (4) 第4条第1号から第4号までの承諾を確認できる書類 1部
- (5) 地盤調査報告書（液状化判定の結果含む） 2部
- (6) その他区長が必要と認める書類



地盤調査報告書の収集及び提供に係る承諾書

葛飾区長 あて

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

葛飾区地盤調査助成要綱第4条に基づき、地盤調査報告書の収集及び提供することについて承諾いたします。

記

申請敷地所在地 (住居表示)		葛飾区	丁目	番街区
		(丁目)
1	<input type="checkbox"/> 所有者	住所		
	<input type="checkbox"/> 調査会社 <input type="checkbox"/> 建築主	氏名	㊟	
2	<input type="checkbox"/> 所有者	住所		
	<input type="checkbox"/> 調査会社 <input type="checkbox"/> 建築主	氏名	㊟	
3	<input type="checkbox"/> 所有者	住所		
	<input type="checkbox"/> 調査会社 <input type="checkbox"/> 建築主	氏名	㊟	
4	<input type="checkbox"/> 所有者	住所		
	<input type="checkbox"/> 調査会社 <input type="checkbox"/> 建築主	氏名	㊟	
5	<input type="checkbox"/> 所有者	住所		
	<input type="checkbox"/> 調査会社 <input type="checkbox"/> 建築主	氏名	㊟	

※個人情報保護管理責任者：都市整備部建築課長

- 1 区が収集する情報については、地盤調査報告書の内容を地震による地盤の液状化被害の予防を図るため、広く区民に地盤情報の公開をします。
- 2 区が行う情報の収集及び地盤調査報告書の提供に同意されない場合は、上記の申請者は、地盤調査助成金の交付が受けられません。

地盤調査助成金交付決定通知書

様

葛飾区長 青木 克徳 印

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について、葛飾区地盤調査助成要綱第7条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

申請者氏名	
所有者氏名	
申請敷地所在地 (住居表示)	葛飾区 (丁目 丁目 番街区)
助成金の額	¥

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

地盤調査助成金不交付通知書

様

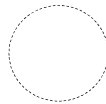
葛飾区長 青木 克徳 印

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について、葛飾区地盤調査助成要綱第7条に基づき、下記に対する助成金は交付することができませんので通知します。

記

申請者氏名	
申請敷地所在地 (住居表示)	葛飾区 (丁目 丁目 番街区)
不交付の理由	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



地盤調査助成金請求書

葛飾区長 あて

〒

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名 印

電 話

年 月 日付 葛 号で交付
の決定通知があった助成金について、葛飾区地盤調査助成要綱第8条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

*金額は、アラビア数字を使用し、訂正は認められません。

2 支払金口座振替

振 込 口 座									
振 込 先 金 融 機 関	銀行・信用金庫 信用組合・農協								
店 名	本店 ・ 支店								
口 座 番 号								口座 種別	普通 ・ 当座
口座名義人 (カタカナ)									

- ※ 申請者の振込口座をご記入ください。
- ※ 金融機関・店名・口座種別は該当のものを○で囲んでください。
- ※ 口座名義人のお名前は、カタカナでご記入ください。
- ※ ゆうちょ銀行の方は、店名は3ケタの漢数字の支店番号をご記入ください。

地盤調査助成金交付決定取消通知書

様

葛飾区長 青木 克徳 印

年 月 日付 葛 号による助成金の交付決定については、下記の理由により取り消したので、葛飾区地盤調査助成要綱第10条第2項に基づき通知します。

記

申請者氏名	
申請敷地所在地 (住居表示)	葛飾区 (丁目 番街区)
取消しの理由	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

地盤調査助成金返還通知書

様

葛飾区長 青木 克徳 印

年 月 日付で 葛都建第 号により助成金交付の取り消しを通知しました助成金について、葛飾区地盤調査助成要綱第11条に基づき、下記のとおり助成金の返還を命じます。

記

申請者氏名	
申請敷地所在地 (住居表示)	葛飾区 (丁目 丁目 番街区)
返還を命じる 助成金の額	¥
返還の期限	年 月 日まで

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。